

# きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【1割負担用】

## 1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1単位あたり10.17円（7級地）

		要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費		523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算		12単位				12単位		
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		18単位				18単位		
	夜勤職員配置加算Ⅱ		<del>18単位</del>				<del>18単位</del>		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		8.3%				8.3%		
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		2.7%				2.7%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%				1.6%		
施設利用料	居住費（滞在費）		2,006円				2,006円		
	食費		1,445円	1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）					
	その他の日常生活費		実費				実費		
サービス利用に係る自己負担額（1日分）			4,085円	4,228円	4,304円	4,381円	4,466円	4,546円	4,624円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例) 1泊2日(10時に入所して、翌日の16時に退所)して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	7,819円	8,108円	8,257円	8,413円	8,582円	8,743円	8,897円
----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

## 2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	（1日分）	1,754円	1,897円	1,973円	2,050円	2,135円	2,215円	2,293円
第2段階	（1日分）	2,054円	2,197円	2,273円	2,350円	2,435円	2,515円	2,593円
第3段階(1)	（1日分）	2,944円	3,087円	3,163円	3,240円	3,325円	3,405円	3,483円
第3段階(2)	（1日分）	3,244円	3,387円	3,463円	3,540円	3,625円	3,705円	3,783円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755

# きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【2割負担用】

## 1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1単位あたり10.17円（7級地）

		要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費		523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算		12単位				12単位		
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		18単位				18単位		
	夜勤職員配置加算Ⅱ		<del>18単位</del>				18単位		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		8.3%				8.3%		
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		2.7%				2.7%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%				1.6%		
施設利用料	居住費（滞在費）		2,006円				2,006円		
	食費		1,445円	1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）					
	その他の日常生活費		実費				実費		
サービス利用に係る自己負担額（1日分）			4,718円	5,005円	5,156円	5,310円	5,481円	5,640円	5,796円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例) 1泊2日(10時に入所して、翌日の16時に退所)して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	9,507円	10,085円	10,382円	10,695円	11,032円	11,354円	11,663円
----------------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

## 2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	（1日分）	2,387円	2,674円	2,825円	2,979円	3,150円	3,309円	3,465円
第2段階	（1日分）	2,687円	2,974円	3,125円	3,279円	3,450円	3,609円	3,765円
第3段階(1)	（1日分）	3,577円	3,864円	4,015円	4,169円	4,340円	4,499円	4,655円
第3段階(2)	（1日分）	3,877円	4,164円	4,315円	4,469円	4,640円	4,799円	4,955円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ

〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198

電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755

# きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【3割負担用】

## 1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1単位あたり10.17円（7級地）

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算	12単位				12単位		
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位				18単位		
	夜勤職員配置加算Ⅱ	<del>18単位</del>				18単位		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%				8.3%		
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%				2.7%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%				1.6%		
施設利用料	居住費（滞在費）	2,006円				2,006円		
	食費	1,445円	1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）					
	その他の日常生活費	実費				実費		
サービス利用に係る自己負担額（1日分）		5,352円	5,782円	6,008円	6,240円	6,496円	6,734円	6,969円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例）1泊2日（10時に入所して、翌日の16時に退所）して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	11,195円	12,061円	12,507円	12,977円	13,483円	13,966円	14,429円
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

## 2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階（1日分）	3,021円	3,451円	3,677円	3,909円	4,165円	4,403円	4,638円
第2段階（1日分）	3,321円	3,751円	3,977円	4,209円	4,465円	4,703円	4,938円
第3段階(1)（1日分）	4,211円	4,641円	4,867円	5,099円	5,355円	5,593円	5,828円
第3段階(2)（1日分）	4,511円	4,941円	5,167円	5,399円	5,655円	5,893円	6,128円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755